

考えてみよう、裁くということ — 裁判員制度と市民の役割

あなたも、ある日、「裁判員」に選ばれるかもしれません。

裁判員制度は、重大な刑事事件の審理に市民が参加する制度として、2009年に導入されました。大学生のみなさんも、将来、裁判員として裁判に関わる可能性があります。

もし自分がその立場になったとき、何を考え、どのように判断すればよいのでしょうか。そもそも市民が裁判に関わるのがなぜ重要なのか、その意義はどこにあるのでしょうか。本イベントでは、大阪地方裁判所の裁判官をゲストに迎え、裁判員制度の仕組みや刑事裁判の手続きについて解説いただきます。さらに、質疑応答やディスカッションを通じて、市民が司法に参加することの意義や課題について、参加者の皆さんとともに考えます。

この機会に、「裁く」という営みについて考えてみませんか。

ゲスト 大阪地方裁判所第12刑事部 三村 三緒 部総括裁判官
根間 玄実 裁判官

日時 2026年5月20日(水)13:30～15:00

会場 大阪大学会館講堂

対象 学生・教職員

※ 本行事は、基盤教養教育科目「科学技術の問題を考える」の一環として実施するものですが、
本学の学生、教職員はどなたでもご参加いただけます。

申込 不要

関連企画

総合図書館：総合図書館にて、附属図書館が所蔵している裁判員に関する図書の特設展示が行われます。（実施期間：5月11日（月）～5月下旬（予定））

大阪大学生協：豊中キャンパス福利会館2階・書籍ショップにて、阪大生協企画による裁判員制度をテーマとした書籍フェアが開催されます。（5月11日（月）～5月28日（木））

主催：大阪大学全学教育推進機構

共催：大阪地方裁判所

協力：大阪大学附属図書館、大阪大学生活協同組合

どなたでも聴講
いただけます

